

# 現代の政治

## 民主政治の基本原則

1 次の文章を読み、あとの各問いに答えよ。

近代民主政治においては、一般に国民主権、基本的人権の保障、権力分立、法の支配の四つが基本原則とされる。

国民主権とは、国の政治を最終的に決定する権力は国民にあるという考えで、この考え方は、絶対王政に対する人々の抵抗のなかから生まれ、17～18世紀に行われた **A** を通して確立された。国民主権を現実の政治にとり入れる場合、国民が直接政治に参加する直接民主制と、選挙によって選ばれた代表者で構成される議会を通じて国民の意思を政治に反映させる間接民主制がある。大規模で複雑な現代国家では間接民主制が採用されているが、国によっては間接民主制を補うものとして直接民主制的制度を採用しているところもある。

基本的人権とは、人間が生まれながらにしてもっている、不可侵・不可譲の、人間にとって最も基本的な権利をいう。基本的人権の考え方を生み出したのは、ロックやルソーらの社会契約論者が主張した、人間が国家成立以前の状態でもつ自由や平等は自然法によって認められた権利（自然権）であって、国家といえども侵すことはできないという考え方である。この考え方は、**A** の成果である1776年の **B** や1789年の **C** に大きな影響を与えた。前者の **B** は、( 1 )・自由及び( 2 )の権利を天賦の権利とし、後者の **C** は、自由・所有権・( 3 )及び圧制への抵抗を自然権としている。そして、18～19世紀には、人身の自由、財産権の保障など国家権力からの自由を意味する「自由権的基本権」が基本的人権の中心とされたが、20世紀になって、国家が国民に対して「人間に値する生活」を保障する「社会権的基本権」が基本的人権として認められるようになった。

権力分立の目的は、国家権力が1か所に集中すると権力の濫用が生じやすいので、国家権力の集中・独占を排除することによって、国民の自由と権利を守ることにある。権力分立論を最初に提唱したのはロックであるが、ロックの考えを発展させ、確立させたのはモンテスキューであり、現代の民主国家では三権分立制を採用している。

法の支配は、**D** に対置される原理であって、法の優位とも呼ばれている。法の支配は、一般に為政者の一方的・恣意的な権力の行使に対して、議会の制定した法による行政や、裁判を通じて国民の自由や権利を守るという意味に解されている。

現代の民主国家は、これらの基本原則を政治制度の中にとり入れ、民主政治を行っている。

問1 空欄 **A** ・ **D** に該当する最も適切な語句を記せ。ただし、**A** は漢字4字で、**D** は4字で答えること。

問2 空欄 **B** ・ **C** に該当する語句の組合せとして正しいものを、次の中から  
 選び、符号で答えよ。

	B	C
ア	ヴァージニア権利章典	権利章典
イ	権利章典	フランス人権宣言
ウ	ヴァージニア権利章典	アメリカ独立宣言
エ	アメリカ独立宣言	フランス人権宣言
オ	権利章典	ヴァージニア権利章典
カ	アメリカ独立宣言	ヴァージニア権利章典

問3 空欄( 1 )～( 3 )に該当する最も適切な語句を、次の中から選び、符号で答  
 えよ。

ア. 独立    イ. 真理の追求    ウ. 幸福の追求    エ. 生存    オ. 経済的自由  
 カ. 安全    キ. 利益の追求    ク. 生命    ケ. 保全    コ. 自立    サ. 安寧

問4 下線部①に関して、直接民主制を理想と考えた思想家を、次の中から選び、符号で  
 答えよ。

ア. ロック    イ. ホッブズ    ウ. ルソー    エ. グロチウス

問5 下線部②に関して、日本国憲法に規定されている直接民主制的制度に該当しないも  
 のを、次の中から一つ選び、符号で答えよ。

ア. 一つの地方公共団体のみに適用される特別法制定についての住民投票。  
 イ. 地方公共団体の住民が首長や議員などに対してもっている解職請求権。  
 ウ. 憲法改正についての国民投票。

問6 下線部③に関して、社会契約論者はこの状態を何と呼んだか。漢字4字で記せ。

問7 下線部④に関する記述として最も適切なものを、次の中から選び、符号で答えよ。

ア. 立法権と執行権を分離し、執行権優位の制度を主張した。  
 イ. 立法権と執行権を分離し、立法権優位の制度を主張した。  
 ウ. 立法権と執行権を分離し、両者を対等とする制度を主張した。  
 エ. 立法権と執行権を分離し、両者を抑制と均衡の関係におくことを主張した。

問8 下線部⑤を政治制度の中に最も厳格にとり入れている国を、次の中から選び、符号  
 で答えよ。

ア. イギリス    イ. 中国    ウ. 日本    エ. アメリカ